

新報

島根教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町朝陽4
電話2-9772

学校支援を 振り返って

授業づくりに係る支援

今年度は昨年度を上回る多くの申請をいただき、管内全体の「質の高い授業づくり」に対する意識の高まりを肌で感じる一年となりました。

○現場のニーズに即した「伴走型支援」の深化
教育事務所主催の定型的な研修を取りやめ、各校の申請に応じた支援に特化して二年が経過しました。今年度は特に以下の二点を重視し、支援の質の向上を図りました。

・**対話を通じたニーズの把握**
訪問の際、管理職と丁寧な協議を重ねることで、学校の実態や課題に即したオーダーメイド型の支援に繋げることができました。

・**「点」から「線」への継続的関わり**
単発の指導助言に留まらず、可能な限り継続して授業改善に伴走しました。その結果、子供たちの学ぶ姿や先生方の意識に、確かな変容を見取ることができました。

○中学校における授業改善の広がり
今年度の大きな特徴は、中学校からの申請が大幅に増加したことです。初任者の先生方をはじめ、特に若手の先生方が「授業づくりの基本」を再確認し、子供たちが主体的に学ぶ姿を求めて、悩み、議論する姿が印象的でした。その真摯な眼差しは、必ずや子供たちに還元されるものと確信しています。私自身も、先生方の熱意に触れることで、初心に立ち返る貴重な機会をいただきました。

○次年度に向けて
来年度も校種を問わず、各校のOJTが活性化するように、現場に寄り添った「伴走型の支援」を継続してまいります。

「こんなことで呼んでもいいのだろうか」と構える必要はありません。先生方の一番身近な相談相手として、ぜひお気軽にお声掛けください。(濱田)

生徒指導に係る支援

今年度も二回の学校訪問を行いました。各学校の経営方針、生徒指導体制や取組の重点を理解し、派遣指導主事と連携を図ることでよりよい支援となるよう努めました。管理職や生徒指導主任、主事の先生方と対話をする中で、学校ごとの工夫や積み重ねに触れ、それを次の支援につなげていきたいと考えています。

要請訪問では、生徒指導主任・主事への支援、校内研修の実施、若手教員の生徒指導に関わる相談など、学校のニーズに応じた支援を行いました。子供たちの思いや背景を捉えながら支援を進めておられ、校内体制づくりや人材育成の大切さを改めて感じたところです。むしろ私たちが励まされることも多くあり、先生方の実践から学ぶ点がたくさんありました。不登校対応の支援としては、

ケース会議への参加、研修の実施、教育支援センターとの情報共有などを行いました。不登校児童生徒数は、昨年度同時期と比べ大きな変化はありません。各校で、一人ひとりの状況に合わせて、丁寧に関わり続けていただいていることが、子供たちの今を支えていると感じています。要因は複合的で見えにくいこともありますが、専門家のアセスメント・関係機関との調整が必要な場面では、事務所も一緒に考えていきます。

問題行動への対応については、積極的な認知と早期対応が進んでいると捉えています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図りながら支援を進めることで、早期対応や解決につながった事例も見られました。子供たちを取り巻く課題は多様化していますが、子供たちの笑顔や成長のそばには、日々向き合い続ける先生の存在があります。学校生活の中で感じておられる悩みや困り感についても、お気軽にご相談ください。今後も現場の声を大切にしながら、学校とともに子供たちの成長を支えていきたいと考えています。(池田)

特別支援教育に係る支援

今年度、隠岐管内全十八校の内、初めて特別支援学級担任をされる方や通級による指導を担当される方が十一名、さらに新設学級も六学級ありました。管内特新担研修、新設学級訪問や計画訪問、さらに要請訪問も活用いただきながら継続的なサポートを行いました。今後も特別支援学級数の増加が見込まれることから、お気軽にご相談いただければと思っています。

隠岐管内コーディネーター研修では、国立特別支援教育総合研究所の大崎博史先生に「来島いただき、Come Ma Me (Come Ma Me)」という児童生徒の教育的ニーズを把握するためのツールを紹介いただきました。島根県ではCome Ma Meの活用を推奨しています。ケース会議での活用や児童生徒の実態や支援方法を共通理解しながら支えていくことのできるツールになっておりますので、ぜひ隠岐管内でもご活用いただければと思います。

要請訪問では、集団における支援(基礎学力の定着、教室環境づくり等)への相談が複

数ありました。これはユニバーサルデザインの視点と切り離せないと感じています。来年度はユニバーサルデザインの授業づくりについてさらに重点を置いたサポートを行いたいと思っています。(広兼)

特別支援教育支援専任教員の相談を通して

昨年度に続き、重点的に「特新担」の先生方への支援に取り組ませていただきました。授業づくりや指導支援の仕方について、一緒に協議させていただきました。

先生方は、事前に校内で指導計画を協議され、具体的な方針を立て、よりよい指導支援の方法を探っておられました。また「特新担」の先生方の不安や困り感を少しでも軽減しようとする校長先生をはじめとした校内体制に支えられていることを、改めて実感することができました。(奥谷)



裏面に続く

社会教育を 振り返って

ふるさと教育の推進



就学前から高等学校までの縦のつながりを意識して、系統的・発展的な「ふるさと教育」が展開できるように支援を進めてきました。昨年度に引き続き、ふるさと教育の一覧表の作成や年間計画の確認、校内研修や授業づくりの支援などを派遣社会教育主事や指導主事、各町村のコーディネーター等と各校の担当教員等が連携・協働して進めてきました。

また、学校での学びを公民館などと連携して、地域での実践につながる学習も多く見られるようになりました。うまく地域を活用して、工夫しながら進めているのがよくわかります。

誇りの火を灯し、貢献意欲を高め、更には、実行力や実践力につなげていけるような学習のしかけを、今後も一緒に考えていきたいです。



地域全体で子供を育む 体制づくりの推進

学校・家庭・地域がめざす子供像や地域像を共有できる体制づくりを構築するため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域教育協議会等を進めながら、隠岐に、それぞれの町村に合った形を模索してきました。ビジョンの共有などの話し合いの場を繰り返す中で、ねらいをもち、子供たちのために何かできることはないかと考え、行動に移す。まさに学校と地域の「協働」の場が形になりつつあります。今後も、研修会などを通して隠岐のネットワーク化を図り、更なる体制の充実につなげていきます。

また、地域ぐるみで子供たちを育くもうとする機運も高まってきました。学校の課題解決学習や探究学習により、子供たちだけでなく、大人も異職種、異業種、異年齢でつながり、子供たちに関わろうとする意

欲が向上しています。地域全体で子供たちを育てる意識を更に広げていきたいです。



地域を担う人づくりの推進

公民館を核とした人づくり機能の強化と、各町村の地域リーダーを計画的に養成するため、社会教育センターや青少年の家（サン・レイク）等の協力を得て、隠岐地区で多くの社会教育に関する研修会を行いました。

- ・隠岐地区社会教育委員連絡協議会
- ・結集！コーディネーター・担当者研修
- ・みんな集まれ！しまねの社会教育キックオフ講座
- ・親学ファシリテーター研修
- ・社会教育委員・担当者共に学ぼう！研修
- ・なかもづくりセミナー
- ・社会教育フェスNONSU隠岐
- ・社会人権・同和教育啓発隠岐講座

特に隠岐地区社会教育委員連絡協議会では、「隠岐はひとつ」を合言葉に、隠岐四町村の社会教育のネットワーク化を目指してきました。各町村の好事例を参考にしながら、更

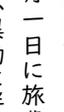
なる社会教育の発展につなげていきます。

各研修会には多くの方に参加していただき、楽しみながら、知識を深め、語り合うことを通して、個々のネットワークが広がり、社会教育を推進する実践意欲の向上につながりました。ここでの学びが、しまね教育振興ビジョンがめざす「地域とともにある学校」につながることを期待しています。

（稲葉）



かけはし



人事異動の季節になりました。令和八年一月一日に旅費制度が改正となり、異動に伴い転居する職員のみ赴任旅費が支給されることになりました。異動に伴う転居がある方は、赴任先でスムーズな旅費請求ができるように、必要な書類の準備をお願いします。

①住民票

②交通費

新旧居住地間の実費支給となるので、特急を利用した鉄道賃や航空賃等は領収書が必要になります。また、フェリーの特別二等客室を利用した場合には、領収書が必要です。

③転居費

転居費は、赴任に伴う新旧居住地間の路程により定額支給となります。（単身の場合は定額の1/2を支給）

しかし、定額を超えてしまった場合は加算にかかる書類を提出することで、請求することができます。転居費の実費が定

額の二倍に相当する額の範囲内ときは、引越業者等の領収書及び内訳の分かる書類が必要です。（車両航空送の領収書やエアコン、ガス器具の取外し及び取付け工事費用の領収書等も含まれます。）

定額の二倍を超えて加算請求をするときは、引越業者三社から見積書を徴し、最も安価な引越業者を利用し、その業者の領収書を提出する必要があります。（業者の都合によりやむを得ず見積書を一社または二社までしか徴することができない場合は、「転居費加算にかかる申出書」で代えることができます。）

定額の三倍を超える場合は、教育庁総務課長へ事前協議が必要になります。

また、同居家族が職員とともに新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに交通費、着後滞在費が支給されます。ただし、家族が職員の新居住地に移転しない場合は職員宿舍等の退去を命じられ移転する場合に限り支給されます。

詳しくは各学校の事務担当者へ相談してください。（長谷川）

